

保育所・認定こども園・幼稚園（新制度移行）を利用する保護者の皆様へ

無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、給食費分が免除される場合があります。

1 対象者・対象範囲

- 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。
※年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に市が行います。

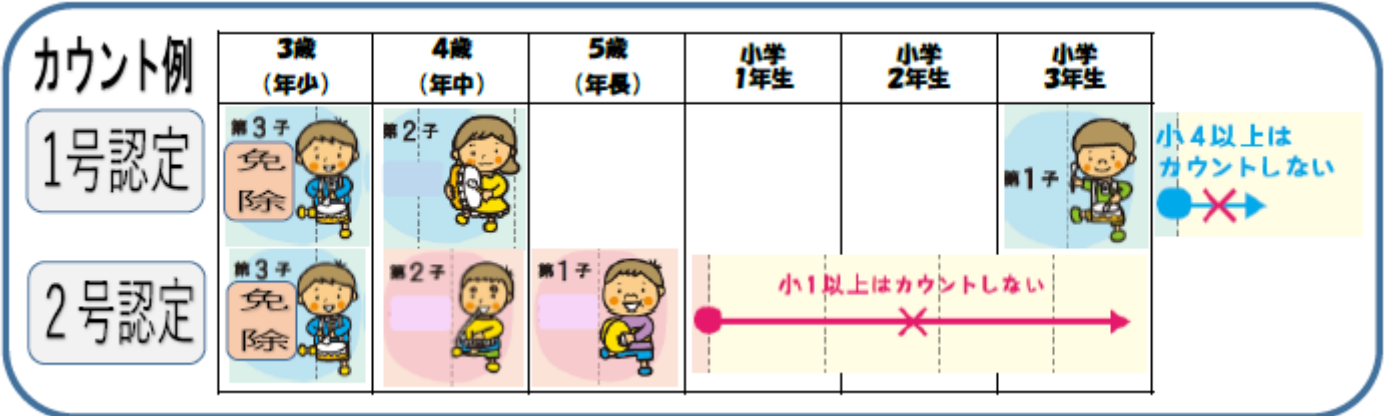
！！対象となる方については、市から通知します。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万未満相当	給食費免除	給食費免除	給食費免除
年収360万以上相当	給食費保護者負担		給食費免除

- 免除対象・・・給食費
うち、主食費(米、麺、パン等)は市独自で免除を予定しています。
- 対象者は、給食費総額7,500円(内訳:主食費3,000円、副食費4,500円)の範囲で免除されます。

2 多子世帯の第3子カウント方法

- 多子世帯の第3子のカウント方法は、
1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、
2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



《問い合わせ先》

志木市役所健康福祉部 子ども家庭課 (電話:048-473-1111 内線2449,2450)